

DOCORE（どおこれ）ふくおか商工会ショップ募集要領

1. 店舗の概要について

| | |
|------|--|
| 店舗名 | DOCORE（どおこれ）ふくおか商工会ショップ |
| 所在地 | 福岡市博多区博多駅中央街9-1 博多マルイ 2F 13.4坪 |
| 催事期間 | 令和2年10月14日（水）～令和2年10月20日（火） 令和2年10月21日（水）～令和2年10月27日（火）※いずれか1週間 |
| 営業日時 | 営業日：博多マルイの営業日に準じる 営業時間：10:00～21:00 |
| 取引条件 | 「催事販売」※会計はショップのレジを通します |
| 商品選定 | 福岡県商工会連合会及び創業+応援くらぶ FUKUOKA の協議により 可否を決定 |
| 取扱商品 | 創業+応援くらぶ FUKUOKA の会員企業が取り扱う食品・飲料等。 ※非食品も取扱対象とする |

2. 出品募集要件

(1) 対象企業

以下の①～⑤のいずれにも該当する企業 計4社

- ① 出展後、商談状況等を報告すること
- ② 創業・新規事業立ち上げから10年以内であること、かつ、出展する商品
・サービスが自社開発の商品・サービスであること
- ③ 会期中、2日以上の出展が可能であること
- ④ 出展していることを自社HPやSNS等で情報発信すること
- ⑤ 創業+応援くらぶ FUKUOKA 会員企業であること（申込みと同時に入会可）

(2) 対象商品

上記企業が、以下の要件を満たすものとする。

| | |
|---|---|
| 1 | 常温商品であること |
| 2 | 食品は、納品から <u>30日以上</u> の賞味期限または消費期限であること ※ <u>30日未満</u> のもので出品を希望される場合は、別途相談に応じます |
| 3 | 食品表示法等関係法令に適合しており、製造物責任保険（ビジネス総合保険、PL保険等）に加入していること |

※下記に該当する商品については出品できません

- ・危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れがある商品
- ・ナショナルブランド（大規模小売店等で全国的に販売されている）商品
- ・商品サイズが著しく大きい商品
- ・博多マルイで既に取り扱っている商品

3. 商品の選定

応募いただいた商品については、店舗との事前協議等により、事業者の出荷体制や商品等を確認の上、福岡県商工会連合会（以下、県連）及び創業・応援くらぶ FUKUOKA で出品の可否を決定し、各企業へお知らせいたします。

4. 取引条件等

(1) 販売形態

「催事販売」※会計はショップのレジを通します。

- ・1週間を出展期間とし事業者が店舗にて直接試食販売や情報発信を行ない、消費者に対し直接PRする機会とする。
- ・1区画（幅1.5m×奥行0.6m）を2社で分割して使用する。
※1社あたりの売り台サイズ：間口0.75m×奥行0.6m×高さ0.9m
- ・2週間の間に希望する事業者4社が出展する（別途審査、日程調整を実施）。

(2) 販売手数料及び出展料

販売手数料：税込売上高×23%

出展料：1社あたり1,500円 ※出展に伴う装備品等は別途負担願います。

(3) 搬送費

商品の納品や返品に係る搬送費は、出品者負担とします。

(4) 売上金の送金

出店期間中の売上金は、毎月15日締め翌月25日支払いとし、事業者の指定する金融機関に諸経費（販売手数料・振込手数料）を差引き、県連が送金します。

(5) 試供品の提供のお願い

来店者への試食・試飲可能な試供品の提供にご協力をお願いします。

(6) 食品表示等

- ①商品に係る説明として、「曖昧な表示」、「誇大な表示」及び「薬事法に抵触する表示」は行わないでください。
- ②商品に係る表示や内容量については、特に「原産国表示」「製造年月日」「賞味期限または消費期限」「アレルギー表示」は厳に留意し適正に表示をお願いします。
※昨今、商品に係る表示や内容量について、非常に厳格な対応が必要とされています。
※特定原材料（7品目）のアレルギー表示は、県連準備のプライスカードに記載いたしますが、商品への表示もご留意ください。
※「食品表示法」においては、令和2年4月1日より新しい表示基準（栄養成分表示の義務化、添加物の別枠記載等）になりますので、新基準を満たす商品のみのお取り扱いとなります。
- ③販売期間中において、原材料表示がないまたは適正な商品説明（一括表示）がなされていない商品は販売をお断りする場合があります。但し、改善されたと判断された場合は取り扱いを再開いたします。

(7) 出展事業者の費用負担義務

次に定める事項に該当する費用については、出品者が負担するものとします。

- ①催事販売等のために、事業者が派遣する要員に係る費用
- ②出品者の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展商品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用。
- ③商品の品質等の不具合により、消費者、小売店舗等に損害を与えた場合の当該損害額に相当する費用。
- ④その他、県連において、出展事業者が負担することが妥当と考える費用
- ⑤試飲・試食に関する費用

5. 出品の取り消し等

次に掲げる事由に該当する場合には、出品を取り消す場合があります。

- (1) 本記載事項に違反した場合。
- (2) 円滑な受注・納品がなされず、欠品などにより店舗に対して損害を与えた場合。
- (3) 偽表示や出品者のミスによる食品混入物の発生、社会的なモラルに反する行為等で事業者が営業停止などの行政処分を受けた場合。
- (4) 申請と異なる商品を納品された場合。
- (5) 販売実績が芳しくない等、来店者のニーズにそぐわない商品等と判断した場合。
- (6) 博多マルイより、販売停止の指示を受けた場合。
- (7) 原材料表示やアレルギー表示の虚偽・記載漏れや品質・衛生管理面において不足があった場合。
- (8) 商品の不具合等が発生し、改善措置が適正になされなかったと判断された場合。

上記の事由により出品取り消しとなった場合は、速やかに商品を撤収します。この場合、出品者は本会に対して損害賠償、その他の請求を行うことはできません。

また、撤収、廃棄などに係る経費が発生した場合は、出品者が負担するものとします。

6. 応募手続き

本募集要項の内容を了解したうえで、以下によりご応募下さい。

- (1) 提出物：①出展申込書、②商品申込書、③PL 保険等の写し、
④企業概要（パンフレット等）、⑤商品の概要が分かるパンフレット、
⑥商品サンプル
- (2) **提出締切：令和2年7月2日（木）必着**
- (3) 提出先：
 - 上記①～⑤は、創業+応援くらぶ FUKUOKA 事務局
佐藤宛（info@clubfukuoka.jp）にメールにて提出してください。
 - ⑥は、期日までに以下の住所に送付願います。（審査に使用します）

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園 7-7 商工部新事業支援課内
創業+応援くらぶ FUKUOKA 事務局 宛て

【参考】商品の応募から出品・納品までの流れ

出品申込⇒審査・選定⇒可否通知⇒納品依頼⇒納品

(4) 問合せ先：創業+応援くらぶ FUKUOKA (担当：佐藤)

TEL 092-643-3591

FAX 092-643-3226

E-mail info@clubfukuoka.jp